

清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、個人情報保護制度の全国統一のルールとなることから、本町の状況を踏まえながら、同法に基づいた個人情報保護制度を運用していくため、現行の清水町個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定するとともに、関係例規の整備を行います。

第1 条例制定の背景と改正の理由

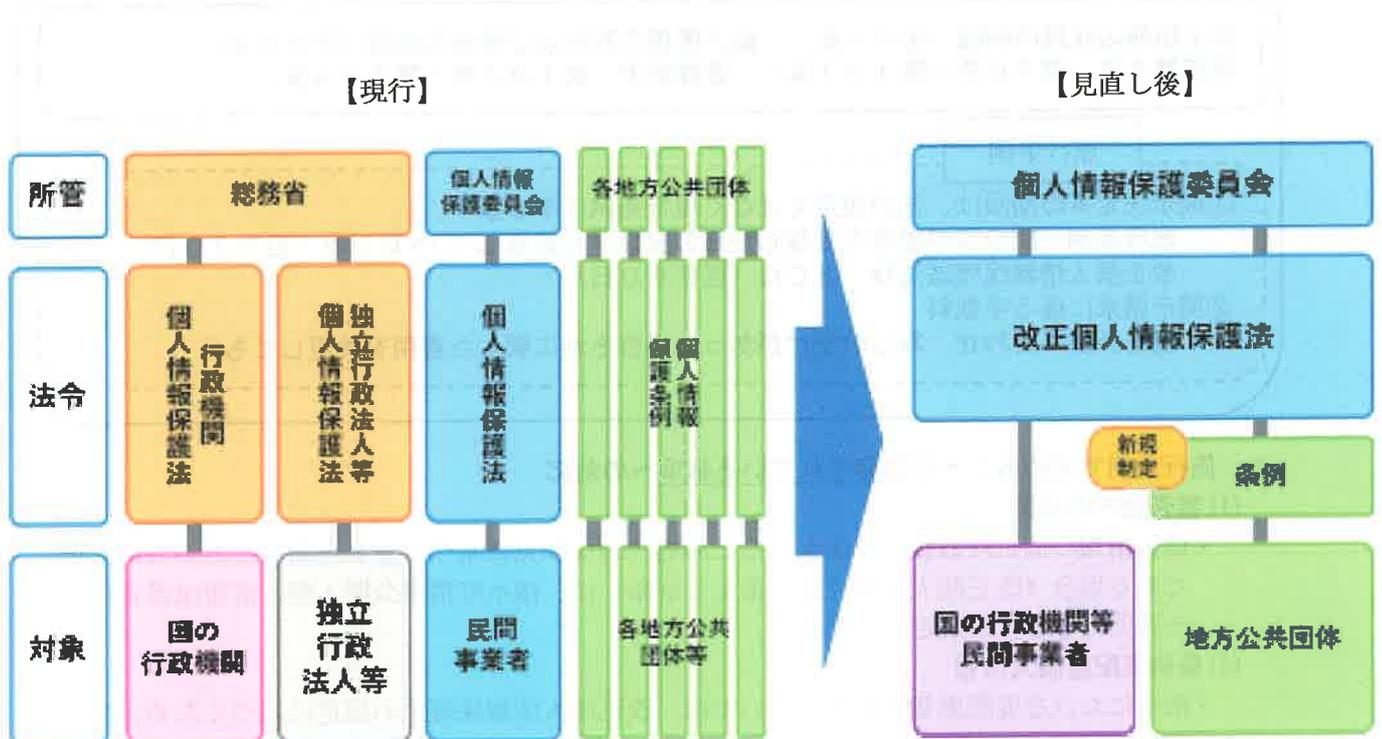
これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、団体ごとに規定されてきました。

令和3年5月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「改正個人情報保護法」という。）が改正され、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があります。

第2 改正の内容

1 個人情報保護法改正の概要

国の独立行政機関である個人情報保護委員会の監督、監視のもと、法の一元的な解釈と執行により、統一的な保護水準が確保されることとなります。



2 清水町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の経緯

令和3年5月19日公布
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布

令和5年4月1日全面施行予定
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正

令和5年4月1日施行予定
①清水町個人情報保護条例（平成14年条例第44号）の廃止
②清水町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

3 法改正による事務の変更点

清水町個人情報保護条例

個人情報の収集の制限（第7条） 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）
開示請求等（第14条～第27条の2） 審査請求（第40条～第41条）

引き続き
規定されます

改正個人情報保護法

個人情報の収集の制限（第64条） 個人情報の利用及び提供の制限（第69条）
開示請求等（第76条～第103条） 審査請求（第104条～第106条）

施行条例

- ①開示決定等の期限は、法の規定ではなく現行条例に準じます。
現行条例：開示請求書等を受理した日の翌日から起算して15日以内（延長30日）
改正個人情報保護法法律：30日（延長60日）
- ②開示請求に係る手数料
現行条例に合わせ、写しの交付があった場合それに要した費用を負担してもらう

4 施行条例で定めることが許容されている事項への対応

(1) 審査会への諮問

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合（改正個人情報保護法第129条）に、清水町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問できる旨の規定を設ける。

(2) 条例要配慮個人情報

- ・法令における要配慮個人情報については、改正個人情報保護法の規定に基づくため、当該事項に関する規定は設けない。

(3) 開示請求等の手続きにおける取扱い

- ・開示決定等の期限については、請求者の利便性を考え改正個人情報保護法の規定よりも短い現行条例に準じた取り扱いとする。

5 条例の制定、改定について

今般の改正により清水町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することで、現行の清水町個人情報保護条例の廃止、清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の一部改正を行う。また、清水町情報公開・個人情報保護審査会条例を新たに制定し、それに伴う清水町情報公開条例及び非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正を行う。

清水町個人情報の保護に関する法律施行条例

(清水町個人情報保護条例(平成14年清水町条例第44号)を廃止する条例 新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(条例廃止)</p>	<p>清水町個人情報保護条例</p> <p>第1章 総則</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展の下、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大に鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、町の保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する個人の権利を保障することにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> 個人生活事項に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</p> <p>(2) <u>特定個人情報</u> 個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。</p> <p>(3) <u>情報提供等記録</u> 番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4) <u>実施機関</u> 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び議会をいう。</p> <p>(5) <u>事業者</u> 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(6) <u>公文書</u> 清水町情報公開条例(平成12年清水町条例第2号)第2条第2号に規</p>

改正後

改正前

定する公文書をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人

改正後

改正前

情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において前2項の登録をすることができる。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

5 実施機関は、第2項及び第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成に著しい支障が生じると実施機関が認めるとき。

(6) 所在不明であること、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、清水町個人情報保護審査会（第41条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するため、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。

改正後

改正前

4 実施機関は、前項第2号から第7号までの規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその旨を通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(特定個人情報の収集等の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を収集するときは、あらかじめその利用の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により既に公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、実施機関以外の者に個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 実施機関は、第1項第4号及び第5号の規定により、目的外利用又は外部提供をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

改正後

改正前

4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は外部提供を行う実施機関がその同意を得たものとみなす。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、第7条の2第1項の規定により明確にされた目的（次項及び第32条の4において「利用目的」という。）以外に特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

改正後

改正前

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 町長又は教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行わせようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(職員の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2節 個人情報の開示及び訂正の請求

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報（第6条第4項の規定する事務に係るものを除く。以下同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この節及び次節において「代理人」という。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請

改正後	改正前
	<p><u>求書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名及び住所（代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）</u></p> <p><u>(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p><u>(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p><u>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</u></p> <p><u>(開示請求に対する決定)</u></p> <p><u>第16条 実施機関は、前条第1項の開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報につき次条及び第18条に定めるところにより審査して、個人情報の開示をするかどうかを決定しなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、期間を延長する理由及び同項の規定による決定をすることができる時期を前条第1項の開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>(開示をしてはならない個人情報)</u></p> <p><u>第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報について、法令等の規定により明らかに開示をすることができないとされているときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしてはならない。</u></p> <p><u>(開示をしないことができる個人情報)</u></p> <p><u>第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 法人等に関して記録された情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるとき。</u></p>

改正後

改正前

(3) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 町と国、独立行政法人等若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等から依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反することにより、国等との協力関係が著しく損なわれると認められるとき。

(5) 町の機関又は国等との事務又は事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは町の機関相互又は町の機関と国等との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるとき。

(6) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他の町の機関又は国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあるとき。

(7) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

(個人情報の存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る公文書中に個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第18条の規定により保護される利益が同条各号に掲げる非開示の情報を開示した場合と同様に害されることとなると認められるときは、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定の通知)

第20条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定したとき（前条の規定により開示請求を拒

改正後

改正前

否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）はその理由を、第17条及び第18条の規定により開示をしないこととされる個人情報を除いて開示請求に係る個人情報の開示をすることと決定したときは、その旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

(第三者の意見聴取等)

第21条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をするに際して、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合であって必要があると認めるときは、当該開示請求者以外のものの意見を聴くものとする。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求者以外のものの意見を聴いた場合において、個人情報の開示をすることと決定したときは、速やかにその旨を当該開示請求者以外のものに通知するものとする。

(自己に関する個人情報の開示の実施)

第22条 実施機関は、第16条第1項の規定による開示請求に係る個人情報の開示を決定したときは、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報にあつては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、開示を行うものとする。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該個人情報を記録した公文書を汚損させ、若しくは破損させるおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写し若しくは複製したものの閲覧、視聴又は写しの交付により開示する個人情報の開示をすることができる。

3 個人情報の開示について実施機関は、開示を受ける者の利便を考慮して当該日時及び場所を指定するものとする。

4 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(手数料等)

改正後

改正前

第23条 この条例の規定による個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が、個人情報の写しの交付又は送付を求めたときは、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示請求者の負担とし、その額は規則で定める。

3 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

(自己に関する個人情報の訂正の請求)

第24条 何人も、第22条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 実施機関は、訂正請求があった場合は、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき又は実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 訂正を求める箇所

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定)

第26条 実施機関は、前条第1項の訂正請求を受理したときは、受理した日から起算し

改正後

改正前

て30日以内に、訂正請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の訂正をするかどうかを決定しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定の通知)

第27条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに第25条第1項の訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないことに決定したときはその理由を、訂正をしないこととされる個人情報を除いて訂正請求に係る個人情報の訂正をすることに決定したときは、その旨及び理由を併せて訂正請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をすることと決定したときは、当該訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をした上、前項の規定による通知をしなければならない。

(個人情報の提供先等への通知)

第27条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

第3節 是正の申出等

(自己に関する個人情報の取扱いの是正の申出)

第28条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正を申し出

改正後

改正前

ることができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による是正の申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

（是正の申出の手続）

第29条 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した是正申出書を提出してしなければならない。

（1）氏名及び住所（代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

（2）是正の申出に係る個人情報に特定するために必要な事項

（3）是正を求める内容

（4）前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

（是正の申出に対する措置）

第30条 実施機関は、前条第1項の是正申出書を受取したときは、遅滞なく、是正の申出に係る個人情報の取扱いに関する必要な調査を行なった上で当該是正の申出に対する処理を行い、その処理の内容を同項の是正申出書を提出した者に書面により通知しなければならない。

（是正の再申出）

第31条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出（以下「再申出」という。）をすることができる。

2 第14条第2項、第15条第2項、第29条第1項及び前条の規定は、再申出について準用する。

3 実施機関は、前項の規定により準用される前条の規定により再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

（実施機関が行う苦情の申出の処理）

第32条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

改正後

改正前

(利用停止の請求)

第32条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第32条の7までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第7条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されているとき又は同項の規定に違反して保管されているとき。

ウ 第9条の2に規定に違反して利用されているとき。

エ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の手続)

第32条の3 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 利用停止請求に係る特定個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関の定める事項

2 第15条第2項の規定は利用停止請求をしようとする者について準用する。

(利用停止の義務)

第32条の4 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを確保

改正後

改正前

するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該特定個人情報の利用停止をすることにより、当該特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第32条の5 実施機関は、利用停止請求に係る特定個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る特定個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該請求に対する決定をするまでの間、当該特定個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止することにより、公務の遂行に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

(利用停止決定等の期限)

第32条の6 実施機関は、前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）を利用停止請求があった日から起算して30日以内になしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第32条の7 利用停止請求に係る特定個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止決定等をし、残りの特定個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

改正後

改正前

い。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定個人情報について利用停止決定等をする期限

第4節 他の制度との調整

(適用除外)

第33条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計に係るもの

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係るもの

(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告書（専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）に係るもの

2 この条例は、他の法令等（清水町情報公開条例を除く。）の規定により、自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。）が記録された公文書の閲覧、視聴、縦覧若しくは写しの交付若しくは記載の訂正又は記録の削除の手續が定められている場合については、適用しない。

3 この条例は、図書館その他これに類する町の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存管理している個人情報については、適用しない。

第3章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者に対する指導助言)

第34条 町長は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。

(個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)

第35条 町長は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表するものとする。

(説明又は資料提出の要請)

改正後

改正前

第36条 町長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第37条 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第38条 町長は、事業者が正当な理由なく第36条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(事業者が行なう苦情の申出の処理)

第39条 町長は、事業者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があるときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第4章 救済手続及び救済機関

(審査請求)

第40条 実施機関は、第16条第1項、第26条第1項若しくは第32条の5第1項若しくは第2項の規定による決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(個人情報保護審査会)

第41条 この条例の規定により実施機関に対するその権限に属させられた事項を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、清

改正後

改正前

水町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、町長の諮問に応じこの条例の運営に関する事項を調査、審議し、又は個人情報保護制度のあり方について、町長に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 公募による者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）に対し、開示請求に係る公文書の提出を求め、審査会の委員に対して、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に閲覧又は視聴させずにその内容を見聞させることができる。この場合において、諮問庁は当該公文書の提出を拒むことはできない。

7 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求拒否等の決定があった公文書の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

8 審査会は、審査その他所管事務を遂行するために必要があると認めるときは、審査請求人等、実施機関の職員その他の関係人に対して、資料の提出、意見の陳述、説明等を求め、その他必要な調査をすることができる。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

10 審査会の審査は、非公開とする。ただし、答申は、公表するものとする。

11 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（国等への協力の要請等）

第42条 町長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国、独立行政法

改正後	改正前
	<p><u>人等若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。</u></p> <p><u>(出資法人の義務)</u></p> <p><u>第43条 町が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(制度の運用状況の公表)</u></p> <p><u>第44条 町長は、毎年1回、各実施機関のこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第45条 この条例（第41条を除く。）の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</u></p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日より施行する。

清水町個人情報の保護に関する法律施行条例

(清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年清水町条例第17号)の一部改正 新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(協定の締結)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。)の保護に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)</u></p> <p>第12条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を<u>確実に実施するとともに、保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定により必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(協定の締結)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)</u></p> <p>第12条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、<u>その保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定により必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日より施行する。